

銀行取引規定

改定後	改定前
<p>第2条（取引方法と取引内容）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 端末を通じたインターネット経路による取引を「インターネットバンキング」、ATM 等による取引（<u>キャッシュカードを代替する当社スマートフォン用アプリケーションを用いて当該取引を行うサービス（以下「スマホ ATM サービス」といいます）を含む</u>）を「キャッシュカード取引」といいます。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第2条（取引方法と取引内容）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 端末を通じたインターネット経路による取引を「インターネットバンキング」、ATM 等による取引を「<u>キャッシュカード取引</u>」といいます。</p> <p>3～4 (略)</p>
<p>第4条（パスワードの管理）</p> <p>1. パスワードの登録 (略)</p> <p>(1) ログインパスワード (略)</p> <p>① <u>自撮り動画（セルフィー）</u>による方法の場合 (略)</p> <p>② <u>アップロード・郵送による方法</u>の場合 (略)</p> <p>(2) 取引パスワード (略)</p> <p>(3) キャッシュカード暗証番号 キャッシュカード取引において、円普通預金取引のために当社が発行した<u>キャッシュカード</u>、または<u>スマホ ATM サービス</u>を利用する際に使用します。</p> <p>(4) デビット暗証番号 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第4条（パスワードの管理）</p> <p>1. パスワードの登録 (略)</p> <p>(1) ログインパスワード (略)</p> <p>① <u>セルフィー動画</u>による方法の場合 (略)</p> <p>② <u>アップロード・郵送による方法</u>の場合 (略)</p> <p>(2) 取引パスワード (略)</p> <p>(3) キャッシュカード暗証番号 キャッシュカード取引において、円普通預金取引のために当社が発行した<u>キャッシュカード</u>を利用する際に使用します。</p> <p>(4) デビット暗証番号 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>

<p>4. パスワード等の誤入力</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) お客さまの口座について、登録済のキャッシュカード暗証番号と異なる番号が当社所定の回数連続して入力された場合、当該パスワード等による利用(スマホ ATM サービスの利用を含みます。)を無期限で停止します。この場合には、お客さまは当社所定の手続きにしたがって、キャッシュカード暗証番号の変更手続きを行ってください。なお、2回以上利用が停止された場合には、当社所定の手数料をお支払いのうえ、キャッシュカードを再発行していただく必要があります。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5. (略)</p>	<p>4. パスワード等の誤入力</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) お客さまの口座について、登録済のキャッシュカード暗証番号と異なる番号が当社所定の回数連続して入力された場合、当該パスワード等による利用を無期限で停止します。この場合には、お客さまは当社所定の手続きにしたがって、キャッシュカード暗証番号の変更手続きを行ってください。なお、2回以上利用が停止された場合には、当社所定の手数料をお支払いのうえ、キャッシュカードを再発行していただく必要があります。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5. (略)</p>
<p>第5条 (本人確認の方法)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 当社は、本人確認情報の一致を確認した場合、本人確認情報について偽造、変造、盗用、または不正使用その他の事故があっても、当該取引を有効なものとして取扱い、また、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。ただし、この取引が、偽造キャッシュカードまたは変造キャッシュカードによるものである場合、<u>盗難キャッシュカード(スマホ ATM サービスを利用する端末を含みます。)</u>によるものである場合および<u>スマホ ATM サービスの不正利用である場合の当社の責任</u>については、別途定める口座不正使用補てん規定にしたがうものとします。</p> <p>5. (略)</p>	<p>第5条 (本人確認の方法)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 当社は、本人確認情報の一致を確認した場合、本人確認情報について偽造、変造、盗用、または不正使用その他の事故があっても、当該取引を有効なものとして取扱い、また、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。ただし、この取引が、偽造キャッシュカードまたは変造キャッシュカードによるものである場合、<u>および盗難キャッシュカードによるものである場合の当社の責任</u>については、別途定める口座不正使用補てん規定にしたがうものとします。</p> <p>5. (略)</p>

口座不正使用補てん規定（個人のお客さま）

改定後	改定前
<p>第1条（補てんが行われる場合）</p> <p>当社は、第三者がお客さま（本規定において、個人のお客さまに限ります。ただし、事業として、または事業のために当社とお取引されるお客様は除きます。以下同様とします。）のログインID、ログイン名、各種パスワードおよび認証番号その他当社所定の本人確認または取引の認証に用いる情報（以下、総称して「本人確認情報」といいます）を詐取・盗取し、またはお客さまの<u>キャッシュカード</u>（本規定において、<u>スマホATMサービスを利用する端末を含みます</u>）を偽造し、もしくは詐取・盗取し、お客さまになりすまして不正に預金の払戻し（以下「不正払戻し」といいます）をしたことによって、お客さまが損害を被った場合において、次の各号のすべてに該当するときは、お客さまの請求に応じて、次条に定める金額を補てんします。なお、本条に基づいて、当社が補てんを行った場合、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第1条（補てんが行われる場合）</p> <p>当社は、第三者がお客さま（本規定において、個人のお客さまに限ります。ただし、事業として、または事業のために当社とお取引されるお客様は除きます。以下同様とします。）のログインID、ログイン名、各種パスワードおよび認証番号その他当社所定の本人確認または取引の認証に用いる情報（以下、総称して「本人確認情報」といいます）を詐取・盗取し、またはお客さまの<u>キャッシュカード</u>を偽造し、もしくは詐取・盗取し、お客さまになりすまして不正に預金の払戻し（以下「不正払戻し」といいます）をしたことによって、お客さまが損害を被った場合において、次の各号のすべてに該当するときは、お客さまの請求に応じて、次条に定める金額を補てんします。なお、本条に基づいて、当社が補てんを行った場合、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>

キャッシュカード規定

改定後	改定前
<p>第1条（カードの利用）</p> <p>1. 円普通預金について当社が発行したキャッシュカードおよびデビット付キャ</p>	<p>第1条（カードの利用）</p> <p>円普通預金について当社が発行したキャッシュカードおよびデビット付キャッシュカ</p>

<p>ッシュカード（以下これらを総称して「カード」といいます）は、次の場合に利用することができます。</p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2. <u>お客さまは、カードの代わりに当社が提供するスマートフォン用アプリケーション（以下「当社アプリ」といいます）を利用して前項に定める取引を行うサービス（以下（スマホ ATM サービス）といいます）を利用することができます。</u></p>	<p>ード（以下これらを総称して「カード」といいます）は、次の場合に利用することができます。</p> <p><u>1. (略)</u></p> <p><u>2. (略)</u></p> <p><u>3. (略)</u></p> <p><u>4. (略)</u></p> <p>(新設)</p>
<p>第2条（ATM による預金の預入れ）</p> <p>1～2（略）</p> <p>3. <u>スマホ ATM サービスを利用して現金の預入れをするときは、ATM の画面表示および取引アプリに表示される操作手順にしたがって、現金を投入して操作してください。</u></p>	<p>第2条（ATM による預金の預入れ）</p> <p>1～2（略）</p> <p>(新設)</p>
<p>第3条（ATM 等による預金の払戻し）</p> <p>1～2（略）</p> <p>3. 当社は、ATM 等の操作の際に使用されたカードが、当社が本人に交付したカードであること、および入力された<u>キャッシュカード暗証番号と届出のキャッシュカード暗証番号</u>とが一致することを当社所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。</p> <p>4. <u>スマホ ATM サービスを利用して預金の払戻しをするときは、ATM の画面表示および取引アプリに表示される操作手順にしたがって、届出のキャッシュカード暗証番号と払戻金額を正確に入力してください。</u></p>	<p>第3条（ATM 等による預金の払戻し）</p> <p>1～2（略）</p> <p>3. 当社は、ATM 等の操作の際に使用されたカードが、当社が本人に交付したカードであること、および入力された<u>暗証番号と届出の暗証番号</u>とが一致することを当社所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。</p> <p>(新設)</p>
<p>第7条（カード等の紛失、届出事項の変更）</p>	<p>第7条（カード等の紛失、届出事項の変更）</p>

<p>カードもしくはスマホ ATM サービスを利用する<u>端末</u>を紛失したとき、または、氏名、<u>キャッシュカード暗証番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに、当社所定の方法により当社に届出てください。</p>	<p><u>カード</u>を紛失したとき、または、氏名、<u>暗証番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに、当社所定の方法により当社に届出てください。</p>
<p>第8条（カード・暗証番号の管理）</p> <ol style="list-style-type: none"> （略） <u>カード</u>およびスマホ ATM サービスを利用する<u>端末</u>は他人に使用され、または紛失、盗難に遭わないように十分注意して保管してください。 <u>キャッシュカード暗証番号</u>は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。なお、当社社員がお客さまに<u>キャッシュカード暗証番号</u>をお聞きすることはありません。 <u>カードの偽造、盗難、紛失等</u>およびスマホ ATM サービスを利用する<u>端末の盗難、紛失等</u>によりお客さまの預金口座が他人に不正使用されるおそれが生じた場合または実際に他人に不正使用されたことがわかった場合には、すみやかに当社に連絡してください。この連絡を受けたときは、当社は直ちに当該カード<u>または端末</u>による預金の払戻を停止する措置を講じます。 登録済の<u>キャッシュカード暗証番号</u>と異なる番号を当社所定の回数連続して入力した場合、当該<u>キャッシュカード暗証番号</u>の取扱いを無期限で停止します。この場合には、第9条の定めにしたがいカードの再発行手続きを行うか、当社所定の手続きにしたがって<u>キャッシュカード暗証番号</u>の変更手続きを行ってください。 	<p>第8条（カード・暗証番号の管理）</p> <ol style="list-style-type: none"> （略） <u>カード</u>は他人に使用され、または紛失、盗難に遭わないように十分注意して保管してください。 <u>暗証番号</u>は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。なお、当社社員がお客さまに<u>暗証番号</u>をお聞きすることはありません。 <u>カードの偽造、盗難、紛失等</u>によりお客さまの預金口座が他人に不正使用されるおそれが生じた場合または実際に他人に不正使用されたことがわかった場合には、すみやかに当社に連絡してください。この連絡を受けたときは、当社は直ちに当該カードによる預金の払戻を停止する措置を講じます。 登録済の<u>暗証番号</u>と異なる番号を当社所定の回数連続して入力した場合、当該<u>暗証番号</u>の取扱いを無期限で停止します。この場合には、第9条の定めにしたがいカードの再発行手続きを行うか、当社所定の手続きにしたがって<u>暗証番号</u>の変更手続きを行ってください。

<p>第11条（ATM等への誤入力） ATM等およびスマホATMサービスの使用に際し、金額、その他画面に表示される必要事項の誤入力により発生した損害については、当社は責任を負いません。なお、提携先金融機関のATM等を使用した場合のそれぞれの提携先金融機関の責任についても同様とします。</p>	<p>第11条（ATM等への誤入力） ATM等の使用に際し、金額、その他画面に表示される必要事項の誤入力により発生した損害については、当社は責任を負いません。なお、提携先金融機関のATM等を使用した場合のそれぞれの提携先金融機関の責任についても同様とします。</p>
<p>第13条（解約、カードの利用停止）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. カードの改ざん、不正使用など当社がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求がありしだい、ただちにカードを当社に返却してください。<u>スマホATMサービスをご利用の場合も同様の対応といたします。</u> 3. 次の場合には、<u>カードの利用（スマホATMサービスを含みます）を停止</u>することがあります。この場合、当社所定の本人確認方法にてお客さまご本人であることを確認できたときに停止を解除します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) (略) (3) <u>スマホATMサービスを利用する端末の盗難、紛失等により、スマホATMサービスを不正利用されるおそれがあると当社が判断した場合</u> 4. (略) 	<p>第13条（解約、カードの利用停止）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. カードの改ざん、不正使用など当社がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求がありしだい、ただちにカードを当社に返却してください。 3. 次の場合には、<u>カードの利用を停止</u>することがあります。この場合、当社所定の本人確認方法にてお客さまご本人であることを確認できたときに停止を解除します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) (略) (新設) 4. (略)
<p>第14条（法人のお客さまにおける特例） 当社が、法人のお客さまが利用するカード（以下「法人カード」といいます）の電磁的記録によって、ATM等の操作の際に使用された法人カードを当社が交付したものとして処理し、入力された<u>キャッシュカード暗</u></p>	<p>第14条（法人のお客さまにおける特例） 当社が、法人のお客さまが利用するカード（以下「法人カード」といいます）の電磁的記録によって、ATM等の操作の際に使用された法人カードを当社が交付したものとして処理し、入力された<u>暗証番号</u>と届出の<u>暗</u></p>

<p><u>証番号と届出のキャッシュカード暗証番号</u>との一致を確認して預金の払戻しをした場合は、<u>法人カードおよびスマホ ATM サービス</u>を利用する端末またはキャッシュカード暗証番号につき偽造、変造、盗用その他事故があっても、当社は当該取引を有効なものとして取扱い、また、これにより生じた損害については、当社および提携先金融機関は責任を負いません。</p>	<p><u>証番号との一致を確認して預金の払戻しをした場合は、法人カードまたは暗証番号</u>につき偽造、変造、盗用その他事故があっても、当社は当該取引を有効なものとして取扱い、また、これにより生じた損害については、当社および提携先金融機関は責任を負いません。</p>
<p>第 15 条（サービスの変更、中止または終了） 当社は、当社 Web サイトその他の方法で告知することにより、<u>カードを利用して行うことができる取引（スマホ ATM サービスを含みます）</u>について、その内容を変更し、または中止もしくは終了することができるものとします。</p>	<p>第 15 条（サービスの変更、中止または終了） 当社は、当社 Web サイトその他の方法で告知することにより、<u>カードを利用して行うことができる取引について、その内容を変更し、または中止もしくは終了することができるものとします。</u></p>

スマートフォンアプリ利用規定

改定後	改定前
<p>第 1 条（本サービスの内容）</p> <p>1. <u>本サービスとは、当社が提供するスマートフォン用アプリケーション「取引アプリ」（以下本規定において「本アプリ」といいます）を使用してインターネットバンキングをご利用いただけるサービスおよびスマホ ATM サービスをいいます（ただし、当社所定のサービスに限るものとします）。</u></p> <p>2. <u>スマホ ATM サービスとは、本アプリを用いて当社が提携する金融機関の国内の現金自動入出金機（以下「ATM」といいます）において預金の預入れおよび払戻しを行うことができるサービス</u></p>	<p>第 1 条（本サービスの内容）</p> <p>本サービスとは、当社が提供する<u>スマートフォン用アプリケーション</u>（以下本規定において「本アプリ」といいます）を使用してインターネットバンキングをご利用いただけるサービス（ただし、当社所定のサービスに限るものとします）。</p> <p>（新設）</p>

<p><u>をいいます。</u></p>	
<p>第3条（利用条件） （略） （1）～（3）（略） （4）お客さまが第11条に定める本サービスの終了事由に該当していないこと。 （5）～（6）（略）</p>	<p>第3条（利用条件） （略） （1）～（3）（略） （4）お客さまが第10条に定める本サービスの終了事由に該当していないこと。 （5）～（6）（略）</p>
<p>第5条（スマホ ATM サービスの利用条件等） 1. <u>スマホ ATM サービスは、以下の条件を全て充足する場合に限り、利用することができるものとします。</u> <u>（1）お客さまが第3条第5号以外の要件を満たしていること。</u> <u>（2）お客さまの保有する口座に対してキャッシュカードが発行されていること。</u> <u>（3）お客さまが「ビジネス ID 管理利用規定」に規定する複数ユーザ管理を利用していないこと。</u> <u>（4）お客さまがサービスを利用する端末（以下「登録端末」といいます）に本アプリに登録し、スマホ ATM サービスの利用開始手続きを行っていること。</u> <u>（5）スマホ ATM サービスに対応している ATM での利用であること。</u> 2. <u>スマホ ATM サービスの適用は口座単位で行われます。ただし、法人のお客さまが追加口座をご利用の場合、代表口座およびそれに紐づくすべての追加口座に本サービスが適用されます。</u> 3. <u>スマホ ATM サービスにおいて登録可能な登録端末は1口座につき最大3台とします。ただし、法人のお客さまにおいては、代表口座と追加口座の登録端末を合算して最大3台とします。</u> 4. <u>スマホ ATM サービスの利用停止は本ア</u></p>	<p>（新設）</p>

<p><u>プリ上で受け付けます。いずれかの登録端末にて利用停止が行われた場合は、当該口座（追加口座がある場合は追加口座も含みます。）に紐づく全ての登録端末の登録が抹消され、スマホ ATM サービスの利用が停止されます。</u></p> <p><u>5. スマホ ATM サービスにおける ATM での預金の預入れおよび払戻しにかかる利用条件については、当社所定のキャッシュカード規定の定めが準用されます。</u></p>	
<p>第<u>6</u>条～第<u>13</u>条 (略)</p>	<p>第<u>5</u>条～第<u>12</u>条 (条数繰り下げ) (略)</p>